

説明板内容案

説明板の内容 (四角囲いの中)  
説明板：各遺構は説明板 (小) を使用

長さ・面積は小数点  
第 2 位を四捨五入

**I 期 脇殿** (説明板 3/8)

北脇殿 東西 8 間×南北 2 間  
東西 17.2m×南北 4.1m、平面積 71.1 m<sup>2</sup>(畳 43 枚分)

南脇殿 東西 8 間×南北 2 間  
東西 17.8m×南北 3.9m、平面積 68.4 m<sup>2</sup>(畳 42 枚分)

郡衙政庁の正殿の左右にある、正殿と棟方向が直交する建物です。政庁の中で、正殿に次いで重要な建物で、大領(郡の役所の長官)の配下の役人が、事務などを行っていました。政庁の建物は、いずれも建て替えはありませんでした。

<脇殿の位置>                      <想定復元図>

見学の助けになるような写真や  
図などの情報を適宜入れます。

第 6 回委員会で、岡田委員より、説明板の枚数がわからず見落とすかもしれないので、対応してもらいたいとのご意見があったので、全ての枚数がわかるようにする。

説明板の内容は、現地で遺構を見る助けとなるよう、規模、用途、立地などについて記載することを検討しております。

小学校 6 年生以上で学ぶ漢字及び難しい学術用語にはルビをつけます。

名称板：30×20 cm

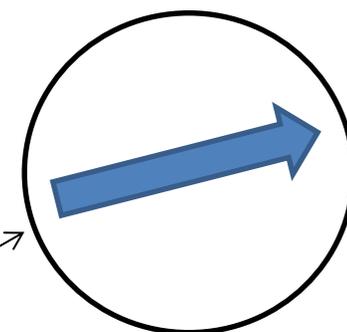
整備する遺構に埋め込み

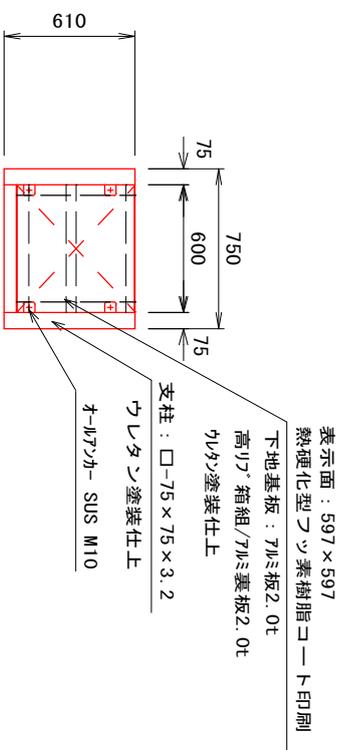
時期・名称・規模・方位板を表示

# I期 北脇殿

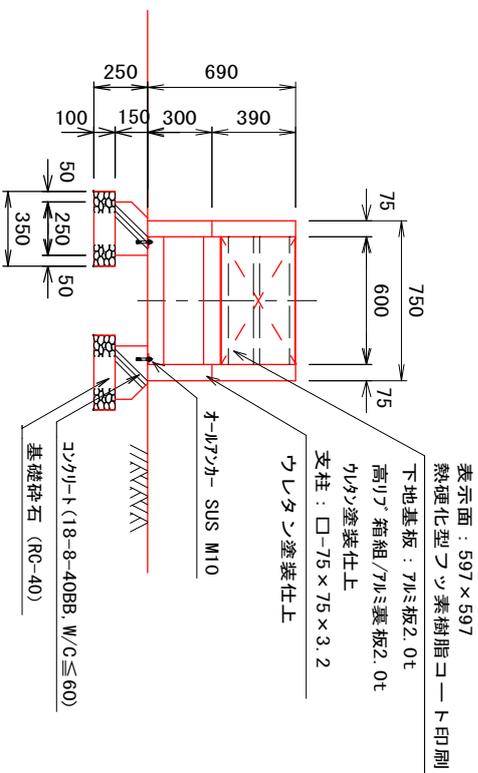
71.2 × 4.1 m

方位板

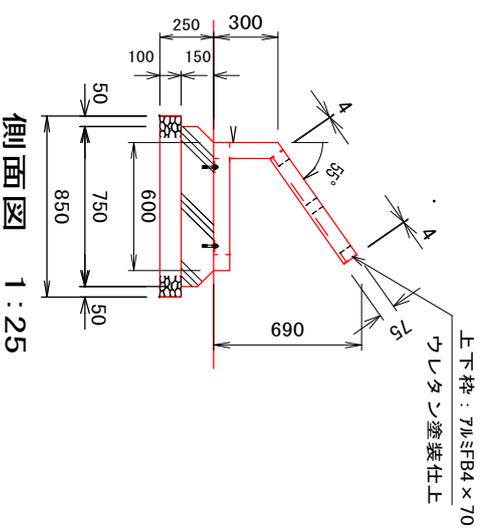




平面図 1:25



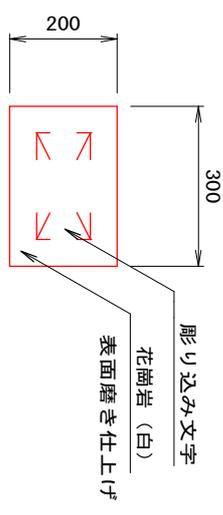
断面詳細図 1:25



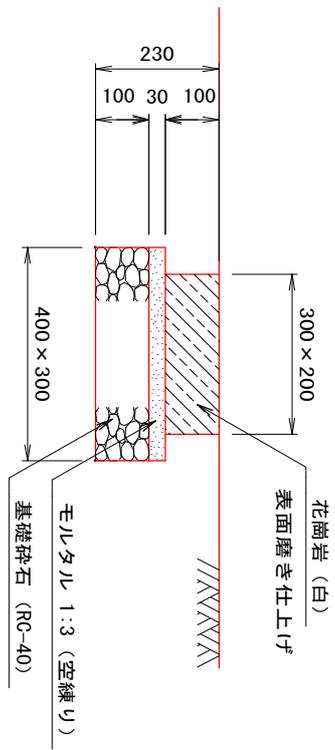
側面図 1:25

仕様書

- ・ 本製品の設計基準は『道路標識設置基準・同解説 (社) 日本道路協会』とする。
- ・ 本製品のフレーム部は、鋼材とする。
- ・ 本製品の組立ボルトは、ステンレス製とする。
- ・ 本製品の鋼材の塗装色については、監督員との協議の上、決定する。
- ・ 本製品の鋼材は、溶融亜鉛メッキ後、ウレタツン塗装仕上げとする。
- ・ 本製品の表示面はアルミ製とし、印刷面は超耐候性インクジェット印刷後、熱硬化型ツツ素系特殊トップコートを行った製品とする。
- ・ 表示内容は、監督員との協議の上、決定する。
- ・ 本製品は (社) 日本公園施設業協会の生産物賠償責任保険加入製品とする。



平面図 1:10



断面詳細図 1:10

仕様

・ 彫り込み文字の内容は、監督員との協議の上、決定する。

説明板配置図



工事区分	工種	区号	類別	規格・寸法	数量	単位
管理用設置物工事	説明板設置	1	説明板(小)	説明板(小)-1	1200×1200	1.0 式
				説明板(小)-2	1200×900	1.0 式
				説明板(小)-3	1000×1000	1.0 式
				説明板(小)-4	1200×1100	1.0 式
				説明板(小)-1	6100×H-400 木材 樹脂板	34.0 箇所
				説明板(小)-2	6100×H-400 木材 樹脂板	34.0 箇所
				説明板(小)-3	6100×H-400 木材 樹脂板	34.0 箇所
				説明板(小)-4	6100×H-400 木材 樹脂板	34.0 箇所
				説明板(小)-1	6100×H-400 木材 樹脂板	4.0 箇所
				説明板(小)-2	6100×H-400 木材 樹脂板	78.0 箇所
水廻り施工	水廻り設備	1	水廻り設備	水廻り設備	H=170	1.0 基
				水廻り設備	H=170	8.0 基
				水廻り設備	H=170	2.0 基
				水廻り設備	H=170	2.0 基
				水廻り設備	H=170	10.0 基
				水廻り設備	H=170	2.0 基
				水廻り設備	H=170	2.0 基
				水廻り設備	H=170	2.0 基
				水廻り設備	H=170	2.0 基
				水廻り設備	H=170	2.0 基

工事名	2号地区内管渠整備工事
工事箇所	2号地区内管渠整備工事
図面の種類	説明板配置図
縮尺	1/1,400
縮尺	1/1,400
縮尺	1/1,400

## I 期 正殿

(説明板 1/8)

南北5間×東西3間の身舎の東面に廂

南北 11.3m×東西 7.4m、平面積 83.3 m<sup>2</sup> (畳 51 枚分)

郡の役所の中心施設である郡衙政庁のもっとも重要な建物です。正殿の前は、多くの人が集まって儀式や宴会を行うための広場になっていました。

この建物は、発掘調査でみつかった正殿の真上に、現代の素材・工法で古代風の建物を建て、正殿の位置を示したものです。

<遺構写真>

<想定復元図>



## I 期 八脚門（政庁東門）・塀

（説明板 2/8）

南北3間×東西2間

南北 6.8m×東西 4.3m 平面積 29.2 m<sup>2</sup>（畳 18 枚分）

八脚門は、久留倍官衙遺跡の郡衙政庁の門です。一般的な役所では正面は南を向きますが、久留倍官衙遺跡の場合は正面が東を向きます。

久留倍官衙遺跡の郡衙政庁は、塀で囲まれていました。ここでは、門の両側数間の塀だけを復元していますが、実際には脇殿や正殿まで塀がつながっており、郡衙政庁と付属施設とを区別していました。

この門と塀は、地下や目につかない部分は、安全のため現代の技術で補強していますが、外観は、専門家が当時の姿を復元したもので、木材を使い、当時の工法で建設しています。

〈八脚門の形式の説明〉

〈補強の様子〉

## I 期 脇殿

(説明板 3/8)

北脇殿 東西8間×南北2間

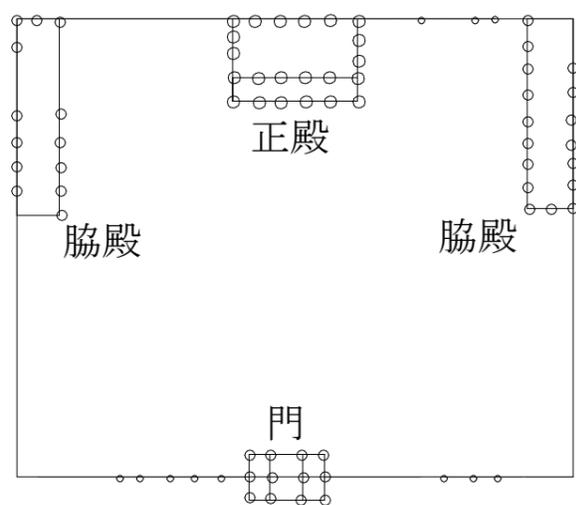
東西 17.2m×北 4.1m、平面積 71.1 m<sup>2</sup>(畳 43 枚分)

南脇殿 東西8間×南北2間

東西 17.8m×南北 3.9m、平面積 68.4 m<sup>2</sup>(畳 42 枚分)

郡衙政庁の正殿の左右にある、正殿と棟方向が直交する建物です。郡衙政庁の中で、正殿に次いで重要な建物で、大領（郡の役所の長官）の配下の役人が、事務などを行っていました。政庁の建物は、いずれも建て替えはありません。

〈脇殿の位置〉



〈想定復元図〉

## I 期 倉庫

(説明板 4/8)

北側 南北4間×東西3間

東西南北 8.9m×7.6m、平面積 67.0 m<sup>2</sup> (畳 40 枚分)

南側 南北4間×東西3間

南北 9.5m×東西 8.0m、平面積 75.7 m<sup>2</sup> (畳 46 枚分)

郡衙政庁に付属していた大型の倉庫です。Ⅲ期の正倉院の倉庫よりも平面積が大きい倉庫が2棟、郡衙政庁の後ろに並んでいました。

この中に納められていたものは、穀物、文書、武器などが考えられます。

<発掘調査の様子>



## Ⅱ期 長大な建物1 (SB437)

(説明板 5/8)

東西 14 間×南北 3 間

東西 29.4m×南北 6.9m、平面積 202.9 m<sup>2</sup> (畳 125 枚分)

久留倍官衙遺跡にある建物の中で一番面積が広く、柱を立てるために掘られた穴が大きい建物です。同じ大きさを1回建て替えられました。

この建物が建てられたときには、Ⅰ期の郡衙政庁はなくなっており、建物の南側は広場になっていました。広場は儀式や宴会で使われたと考えられます。

<発掘調査の様子>



<想定復元図>

遺構番号は表示

しません

## Ⅱ期 長大な建物2 (SB439)

(説明板 6/8)

東西 14 間×南北 3 間

東西 30m×南北 6.8m、面積 202.5 m<sup>2</sup> (畳 125 枚分)

長大な建物 1 に遅れて建てられた、長大な建物 1 とほぼ同じ面積で、一段下がった位置に建てられた長大な建物です。柱は抜き取られており、建て替えはありませんでした。

〈発掘調査の様子〉



遺構検出状況

地形状況

遺構番号は表示  
しません

## Ⅲ期 正倉院

(説明板 7/8)

東西3間×南北3間、東西3間×南北4間

19.3~49.1 m<sup>2</sup> (畳 11~30 枚分)

税として集めた稲などが納められていた床のある倉庫で、同じような規模の倉庫が、整然と並んでいました。倉庫のほとんどは、1~2回同じ位置で建て替えられていました。

正倉院の場所は、今は東下がりの傾斜地ですが、当時は階段状になっていたと考えています。

〈発掘調査の様子〉



## Ⅲ期 正倉院堀

(説明板 8/8)

東西約 70m×南北約 100m

正倉院の倉庫群を囲んでいる溝です。何か所か溝が切れているところは陸橋になっており、出入口であったと考えられます。

「倉庫令」という当時の法律によると、正倉院は高く乾燥している場所に設置し、防火のため周囲に堀を掘ることになっており、久留倍官衙遺跡の状況は、この法律によく合致しています。東側の堀には、水を溜めていたようです。

<発掘調査の様子>

